

火災のとき煙が充満するおそれのある場所の取扱いについて

危規則第 33 条の著しく消火困難な製造所及び一般取扱所においては、火災のとき煙が充満するおそれのある場所に設けるものは、第 2 種の消火設備又は移動式以外の第 3 種の消火設備に限るとされているが、火災のとき煙が充満するおそれのある場所に該当しないものについては次の 1 又は 2 によること。

1 上屋のみで壁が設けられていない場所であること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号)

2 次の(1)又は(2)の項目をすべて満たしていること。

(1) ア 建基法に基づく排煙設備(自然・機械)を設けたもの

イ 危険物の取扱いが、開放状態でないもの又はこれに準じたもの

なお、これに準じたものとは、次のすべてに該当するものとする。

(ア) 局所消火設備を設けたもの

(イ) 有効に排出する設備を設けたもの

(ウ) 高引火点危険物を 100℃未満の温度で取り扱うもの

ウ 無窓階に該当しないもの

(2) 平屋建て建築物で、天井高 6 メートル以上のもの

なお、上記により、火災のとき煙が充満するおそれのある場所に該当しないものについては、第 3 種移動式粉末消火設備の設置について適用されるものとして差し支えないこと。